

政務活動費の後払いに関する検討結果報告

平成29年12月4日

三重県議会議会改革推進会議

政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

PHYSICS 439

○ はじめに

平成 29 年 5 月の議長選挙に先立つ所信表明会等で議長から、四日市市議会で政務活動費の後払い方式が本年度から導入されたことや、マスコミ等々で政務活動費の使い切りなどが問題提起されていることを受けて、本県議会の政務活動費の後払い、例えば第 4 四半期分での後払いなど、今年度内の導入について検討したい旨の発言があった。その後、同年 6 月の代表者会議で議会改革推進会議に検討を依頼することとされ、9 月の議会改革推進会議役員会において、政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議が設置された。この度、合計 6 回にわたる会議を開催し、検討を進めてきた結果を報告する。

なお、会議の中で「前払い」「後払い」という表現について議論があり、現在、事前に 3 ヶ月分ずつが交付され、その後の精算を前提としていることから、本プロジェクト会議として、一般的に使われる「前払い」については「事前預かり」、「後払い」については「事後精算」と表現することとした。併せて報告書では、一般的な呼称を括弧書きで付記することとした。

○ 政務活動費の事後精算（後払い）に関する検討

1 他県等の導入事例

平成 28 年末の時点で、政務活動費を事後精算（後払い）としている 5 県議会（宮城県、栃木県、静岡県、兵庫県、徳島県）に加え、平成 29 年度から導入した四日市市議会の事例を資料 1 及び資料 2 により、事後精算（後払い）の手法及び議員・会派・事務局における事務の流れ等を調査した。

《概要》

- ・ 5 県 1 市議会の政務活動費の交付先は、いずれも会派である。
- ・ その内の多くの議会で、毎月、証拠書類に基づき会派経理責任者（及び会派代表者）の確認・審査と、議会事務局による確認等が行われている。
- ・ 5 県議会では、いずれも一旦会派へ事前預かり（前払い）を行った後、会派経理責任者（及び会派代表者）の確認・審査を行い、その後、会派から各議員へ間接的な事後精算（後払い）が行われている。
- ・ これらの県議会の多くが、政務活動費により会派の事務員を雇用しており、加えて議会事務局職員の増員を行った議会もある。
- ・ 四日市市議会では、会派へ直接、事後精算（後払い）が行われており、会派等での事務量は増えている。
- ・ なお、全国の市・町議会の中で、四日市市議会と同様に、直接、事後精算（後払い）を行う議会が複数あるが、いずれも政務活動費の月額は概ね 1 ～ 2 万円程度と少額な議会である。

2 他県等の導入事例を踏まえた意見

《導入に当たっての意見》

- ・ 三重県議会では、現在、厳格なガイドラインの下で政務活動費を執行しており、更に今年度から領収書のインターネット公開を新たに実施していることから、現時点での問題はないと考えている。しかし、世論等で「使い切り」「駆け込み」で政務活動費を使っているのではないかとといった懸念・心配の声があり、それに対応していく必要がある。
- ・ 一方で、1年間通しての事後精算（後払い）とするには、そのための人件費や事務量が増えるため、本末転倒にならないよう、最後のしめくり（第4四半期）で事後精算（後払い）する方法を検討してはどうか。
- ・ 事後精算（後払い）に変えることで、議会改革の評価指標に加えることができ、議会改革先進議会としてのブランド力を高めることができる。
- ・ 四日市市議会方式が一番シンプルでよい。民間企業では、領収書による事後精算を行っている。

《課題》

- ・ 事後精算（後払い）を導入する目的を明確にする必要がある。
- ・ 事後精算（後払い）を導入しなくても、政務活動費の口座を、個人の口座と明確に区分けすることで対処できる。
- ・ 議員分は議員一人ひとりの責任で管理すべきもの。会派分は既に間接的な事後精算（後払い）をしており、現状のままで良い。
- ・ 他県等の事例によると、一人会派は実質的に現行制度と変わりがない。
- ・ 県民の懸念の払拭には、ガイドラインや運用方法を改めて県民に認識してもらうことで足りる。
- ・ 兵庫県議会、富山市議会、神戸市会と不正があり、世間が注視しているのは、事前預かり（前払い）、事後精算（後払い）というお金の管理の方法ではなく使いみちである。事後精算（後払い）としても不正は起き得る。
- ・ 事後精算（後払い）により、事務に混乱を来し、新たな費用が発生する。
- ・ 「使い切り」「駆け込み」については、議員一人ひとりの資質の問題であり、最後だけ事後精算（後払い）とするのは議会改革とはならない。
- ・ 駆け込みで使ってしまうという議員はいないのではないか。
- ・ 問題が生じたならば急いで改革することが必要であるが、現在、そういう状況にはない。
- ・ 県民から向けられる政務活動費に対する懸念を払拭するためには、支払い方法だけでなくガイドラインや運用方法の再検討が必要である。
- ・ 事後精算（後払い）とすることで、大会派では経理責任者にかなりの負担がかかり、補佐する事務員も必要となるなどデメリットが大きい。

3 事後精算（後払い）の導入に向けた具体的な検討

《事後精算（後払い）の導入に関するメリット・デメリット》

（メリット）

- ・世論等にある、「使い切り」「駆け込み」で政務活動費を使っているのではないかという懸念、心配を払拭できる。
- ・政務活動費の資金管理方法についての意識が高まる。

（デメリット）

- ・使い切りの状況がない中、ガイドラインに問題があったような誤解を受ける。
- ・事務量の増加、会派経理責任者の負担増となる。
- ・各議員での立て替えが困難な場合がある。
- ・事務量の増加と事務の混乱を来す。
- ・メリットがあるようには思えない。

（課題等）

- ・事後精算（後払い）を導入しないメリットとして、現在のガイドラインがしっかりしたものであることを示すことができる。導入しないデメリットは、そのことが議会改革の方向に沿うのかどうか疑問が残る。
- ・公金をどう取り扱うかが問題の本質である。会派ごとに事後精算（後払い）のタイミングが異なる可能性があり、公金の取り扱いとして不明瞭となる。
- ・民間企業では事後精算（後払い）が当たり前との話もあるが、個人事業主と似た立場である議員は、民間企業の従業員が事後に精算することとは意味合いが異なる。
- ・会派経理責任者が、議員の不正を見抜けなかった場合や、経理責任者自身の不正について、その責任はどのように取るのか。

《具体案の提案》

新政みえから資料3により、具体的な事後精算（後払い）案が提案された。

（内容）

- ① 対象は、議員分（18万円／月）とする。
- ② 第1～3四半期は、従来どおり事前預かり（前払い）方式とする。
- ③ 第4四半期のみ県から会派へ事前預かり（前払い）として交付し、一旦、会派で保留しておき、当該年度分の収支報告書に基づいて、各議員へ事後精算（後払い）を行う。

（考え方）

- ① 他県等での政務活動費に係る不適正な受給問題に端を発した、「使い切り」「駆け込み」で使っているのではないかという県民等からの懸念を払拭するため、第4四半期に事後精算（後払い）を導入し、より一層計画

的で、適切な時期での執行を促すことで、議会改革を先導する本県議会としての取組姿勢を示す。

- ② 政務活動費制度は、「地方議会の活性化をしていく上で、審議能力の強化が重要であり、そのためには、議員の調査活動基盤の充実が必要」との観点から、地方自治法において規定されたものであり、その交付に当たっては、四半期毎の交付及び各四半期の最初の月に交付する事前預かり（前払い）方式を標準型として、政務活動が活発に行えるよう配慮がなされていることから、第1四半期から第3四半期までは、従来どおり事前預かり（前払い）とする。

（メリット）

- ・第4四半期分を、議員からの委任状を受けて会派で保留する方法とすることで、条例改正を伴わずに対応できる。

（デメリット）

- ・各議員において、第4四半期分の政務活動費を立て替える期間が生じる。
- ・各会派において、各議員分を事前預かり（前払い）として保留し、収支報告書の金額に基づいて事後精算（後払い）を行う業務が新たに生じる。

《新政みえ案に対する意見》

（賛成意見）

- ・他県等での不適正な受給問題による、世論の「使い切り」「駆け込み」といった懸念に対応するため、政務活動を活発に行うために事前預かり（前払い）とした趣旨も踏まえつつ、事務負担等も考えて第4四半期のみを事後精算（後払い）とするシンプルな案である。固定費の立て替えの問題については、何らかのルールを作るなど柔軟に考えれば良い。（新政みえ）
- ・いろいろと工夫された案であり、議会改革度の向上のために、できることからやっていく姿勢を示していくことに賛成する。（草の根運動いが）
- ・半歩でも議会改革が進むということで賛成する。（青峰）

（反対意見）

- ・議会改革にはつながらない。議員分の政務活動費は、議員各々が責任を持つべきものである。（自民党）
- ・第4四半期だけ事後精算（後払い）とする方法は、名ばかりの改革のイメージとなることに加え、今年度からの導入は拙速で、年度末の多忙な時期に事務量が増えることや、会派経理責任者の責任の問題など、新たなトラブルが懸念される。今後、考えるのであれば、時間をかけてしっかりとしたガイドラインを作りやっていくべき。議員分の事後精算（後払い）は、事務所費、人件費等の固定費が多く、議員の経済的な負担となり、活動が制約される可能性がある。（鷹山）

4 検討結果

本プロジェクト会議で、政務活動費の事後精算（後払い）方式導入の検討に当たって、はじめに他県等の導入事例の調査を行い、それらの事例を踏まえた事後精算（後払い）方式導入の必要性などについて委員間討議を行った。

その後、事後精算（後払い）の導入に向けた具体的な検討に入り、事後精算（後払い）方式のメリット・デメリットの検討を行った。

最後に、具体的な事後精算（後払い）案として、新政みえ会派から提案があり、その検討を行うことで結論を導き出すこととしたが、賛成・反対双方の意見に隔たりがあり、意見をまとめることが困難であった。

そのため、賛成・反対の両方の意見を併記することで、本プロジェクト会議の検討結果とする。

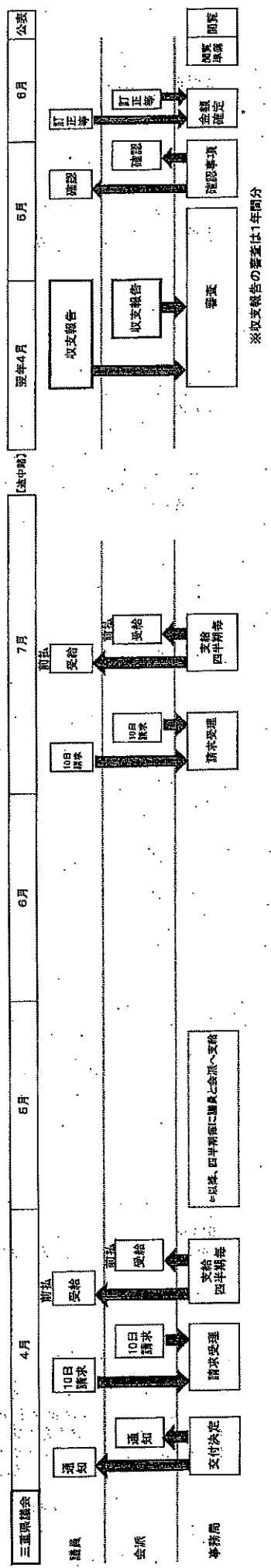
○政務活動費後払いの議会の概要

資料 1

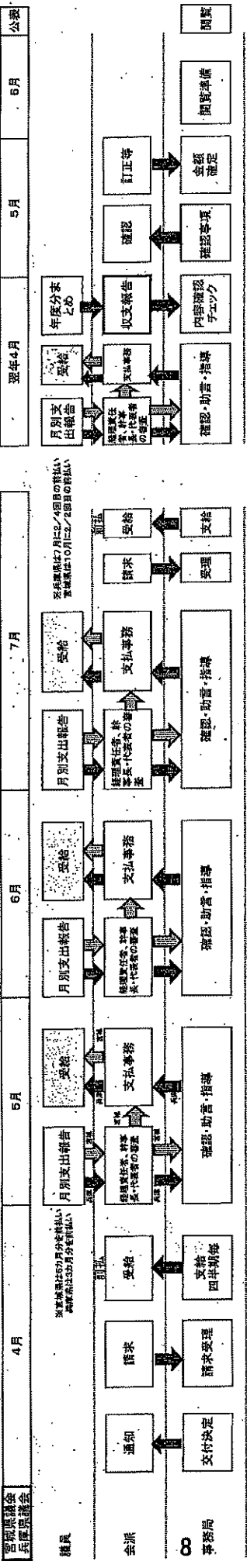
県市名	会派構成	政務活動費	支払方法 ①県からの支払い ②会派からの支払い	証拠書類確認	備考
宮城県	自由民主党・県民会議(30) みやぎ県民の声(10) 日本共産党宮城県会議員団(8) 公明党県議団(4) 社民党県議団(2) 無所属の会(2) 21世紀クラブ(1) 無所属(1) 【8会派:58人】	35万円/月×人数(会派へ)	①年2回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:毎月	会派経理責任者及び幹事長が審査
栃木県	とちぎ自民党議員会(31) 民進党・無所属クラブ(8) 公明党栃木県議会議員会(3) 県民クラブ(3) 日本共産党栃木県議団(1) さわやか未来クラブ(1) 静和の会(1) 【7会派:48人】	30万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:確認依頼の都度随時 政務活動費調査会(公認会計士1、弁護士1):四半期ごとに抽出調査、年度末総括調査	会派経理責任者がチェック
静岡県	自民改革会議(38) ふじのくに県民クラブ(20) 公明党静岡県議団(5) 無所属の会・責任世代(2) 無所属(共産党含む)(2) 【5会派:67人】	45万円/月×人数(会派へ)	①毎月 会派へ前払い ②時期は会派で異なる 会派→議員へ後払	会派:毎月・随時 事務局:概ね四半期毎	会派経理責任者と代表者が確認
兵庫県	自由民主党(45) 公明党・県民会議(13) ひょうご県民連合(11) 維新の会(8) 日本共産党(5) 無所属(4) 【6会派:86人】	45万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②毎月 会派→議員へ後払	会派:毎月 事務局:毎月 政務活動費調査等協議会(公認会計士1、 弁護士1、大学教授1):判断が困難な事業の意見を聞く等	会派経理責任者及び代表者が審査・指導 政務活動費調査等協議会は毎年、各会派代表者会議と意見交換
徳島県	徳島県議会自由民主党(27) 新風・民進クラブ(4) 日本共産党(3) 公明党県議団(2) 和の会(1) 【5会派:37人】	20万円/月×人数(会派へ)	①年4回 会派へ前払い ②年4回 会派→議員へ後払	会派:四半期毎 事務局:四半期毎	会派代表者及び経費責任者が審査
三重県	新政みえ(21) 自民党(17) 鷹山(3) 公明党(2) 日本共産党(2) 能動(1) 大志(1) 草の根運動いが(1) 青峰(1) 【9会派:49人】	15万円/月×人数(会派へ) 18万円/月(議員へ)	①年4回 会派と議員へ前払	年度末 (年度途中で事務局に相談している議員あり)	会派経理責任者は会派分をとりまとめ
四日市市	新風創志会(8) 政友クラブ(7) リベラル21(7) 公明党(5) 市民会議(3) 日本共産党(3) 【6会派:33人】	7万円/月×人数(会派へ)	①毎月 会派へ後払い ②毎月 会派→議員へ振込	会派:毎月 事務局:毎月支出審査	会派経理責任者が領収書等証拠書類を確認・集計し請求。(前金払い契約が必須のもの等やむを得ない事例は前払い可)

○ 政務活動費に関する事務フロー図

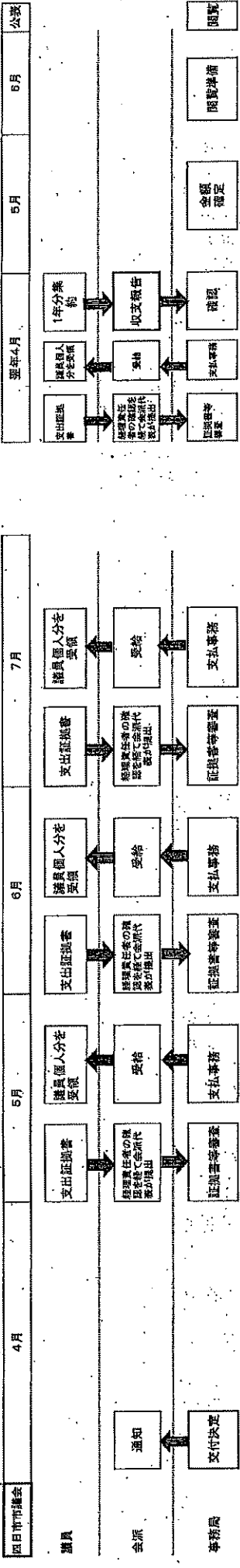
資料 2



<会派→議員へ間接支払>



<後払>



※収支報告は1年間の支払いを集約・集計するのみ

[途中略]

※収支報告の要旨は1年間分

※本費は7月1日～4日間の納付
※本費は10月1日～2日間の納付

※本費は10月1日～4日間の納付
※本費は12月1日～2日間の納付

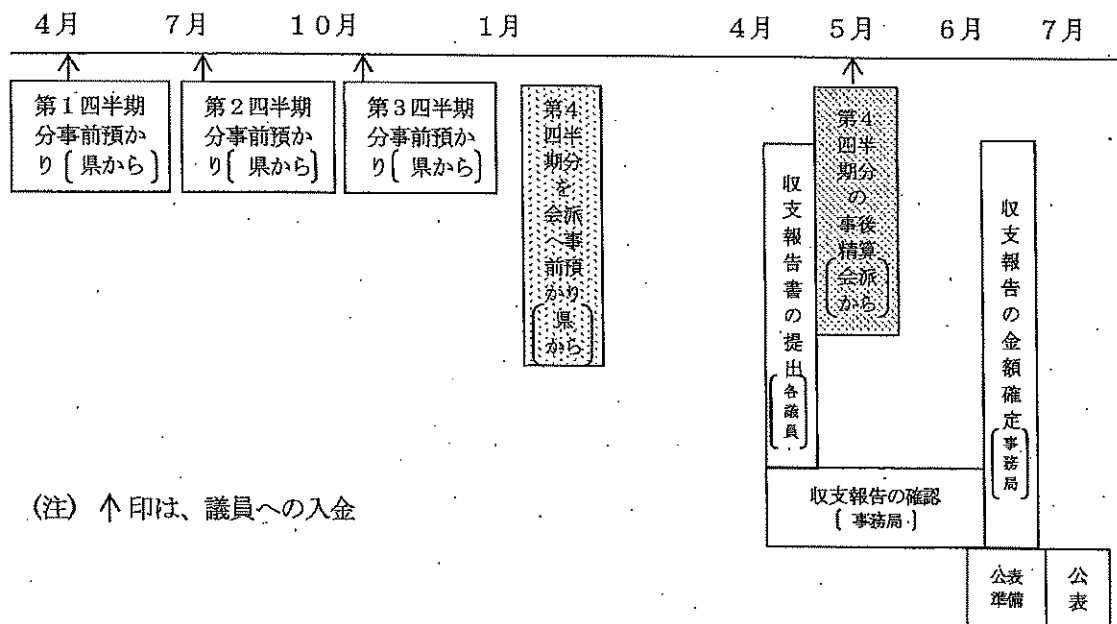
政務活動費の事後精算（後払い）について（新政みえ案）

◎第4四半期分の会派による事後精算（後払い）の導入

1 内 容

- ① 対象は、議員分（18万円/月）とする。
- ② 第1～3四半期は、従来どおり事前預かり（前払い）方式とする。
- ③ 第4四半期のみ県から会派へ事前預かり（前払い）として交付し、一旦、会派で保留しておき、当該年度分の収支報告書に基づいて、各議員へ事後精算（後払い）を行う。

※事後精算（後払い）額 = 収支報告書の支出額（年間支出額） - 第1～3四半期に交付済の額



(注) ↑印は、議員への入金

2 考え方

- ① 他県等での政務活動費に係る不適正な受給問題に端を発した、「使い切り」「駆け込み」で使っているのではないかとする県民等からの懸念を払拭するため、第4四半期に事後精算（後払い）を導入し、より一層計画的で、適切な時期での執行を促すことで、議会改革を先導する本県議会としての取組姿勢を示す。
- ② 政務活動費制度は、「地方議会の活性化をしていく上で、審議能力の強化が重要であり、そのためには、議員の調査活動基盤の充実が必要」との観点から、地方自治法において規定されたものであり、その交付に当たっては、四半期毎の交付及び各四半期の最初の月に交付する事前預かり（前払い）方式を標準型として、政務活動が活発に行えるよう配慮がなされていることから、第1四半期から第3四半期までは、従来どおり事前預かり（前払い）とする。

3 導入のメリット

- ・ 第4四半期分を、議員からの委任状を受けて会派で保留する方法とすることで、条例改正を伴わずに対応できる。

4 導入のデメリット

- ・ 各議員において、第4四半期分の政務活動費を立て替える期間が生じる。
- ・ 各会派において、各議員分を事前預かり（前払い）として保留し、収支報告書の金額に基づいて事後精算（後払い）を行う業務が新たに生じる。

参 考 资 料

○政務活動費に係る関係法令等（関係部分を抜粋して掲載）

1 地方自治法

第 100 条【調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等】

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 三重県政務活動費の交付に関する条例

（政務活動費の額）

第 4 条 会派に係る政務活動費の額は、1 月当たり、15 万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務活動費の額は、1 月当たり、18 万円とする。

（政務活動費の交付決定）

第 8 条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

（政務活動費の請求及び交付）

第 9 条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の 10 日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務活動費を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第 11 条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならない。

- 一 政務活動費に係る収入の総額
- 二 政務活動費に係る支出の総額並びに会派にあつては別表 1 に、議員にあつては別表 2 に定める経費ごとの支出の額及び主たる支出の内訳
- 三 政務活動費に係る収入の総額から政務活動費に係る支出の総額を控除した額

[途中略]

4 会派の代表者及び議員は、前 3 項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。

- 一 政務活動費に係る領収書その他の書庫書類の写し
- 二 議長が別に定める書類

(政務活動費の返還)

第 12 条 会派の代表者及び議員は、前条第 1 項第 3 号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

第 13 条 議長は、第 11 条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。

3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号）第 7 条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。

4 第 2 項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。

(透明性の確保)

第 14 条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議の経過

平成 29 年

6 月 29 日 代表者会議

- ・政務活動費の実績（後）払いについて、議会改革推進会議へ検討を依頼

9 月 21 日 議会改革推進会議役員会

- ・政務活動費の後払いに関して、プロジェクト会議において検討を行うことを決定

9 月 29 日 第 1 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・座長及び副座長等の確認について
- ・今後の進め方等について
- ・他県等の導入事例について

10 月 13 日 第 2 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・他県等の事例を踏まえた検討課題の抽出について

10 月 25 日 第 3 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・検討課題に関する各会派の意見等について

11 月 15 日 第 4 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・事後精算（後払い）に向けた具体案の提出（新政みえ案）について

11 月 28 日 第 5 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・新政みえ案に対する各会派の意見について

12 月 4 日 第 6 回政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議

- ・検討結果報告（素案）について

「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」 の設置について

平成29年9月21日の議会改革推進会議役員会において、政務活動費の後払いに関する検討を行うため、プロジェクト会議を設置することが決定されたので、次のとおり処置する。

1 名称

「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」

2 目的

政務活動費の後払いに関する検討を行い、結果を取りまとめる。

3 構成

○9名の委員で構成する。

(新政みえ3名、自民党3名、その他会派3名)

○正副座長については、議会改革推進会議役員から選出する。

(座長は藤田宜三議員、副座長は自民党から)

4 その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議名簿

役 職	名 前	会 派 名
座 長	藤田 宜三 議員	新政みえ
副座長	小林 正人 議員	自民党
委 員	日沖 正信 議員	新政みえ
委 員	廣 耕太郎 議員	新政みえ
委 員	村林 聡 議員	自民党
委 員	石田 成生 議員	自民党
委 員	大久保孝栄 議員	鷹山
委 員	稲森 稔尚 議員	草の根運動いが
委 員	野村 保夫 議員	青峰